

## ○瀬戸市都市公園条例

昭和39年4月1日  
条例第23号

## (目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園で市が設置するものをいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 有料公園施設 使用料を徴収して使用させる公園施設をいう。

(昭57条例28・全改)

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める技術的基準は、次条及び第2条の4の定めるところによる。

(平24条例40・追加)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とする。

(平24条例40・追加)

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
  - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
  - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
  - (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例40・追加)

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第2条の5 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平24条例40・追加)

(公園施設として設ける運動施設の敷地面積に関する制限)

第2条の6 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

(平30条例25・追加)

(有料公園施設の開業時間)

第3条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開業時間を変更することができる。

(平17条例10・全改)

(有料公園施設の休業日)

第3条の2 有料公園施設の休業日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(平17条例10・追加)

(行為の制限)

第4条 都市公園(有料公園施設を除く。以下この条において同じ。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類すること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は行為の内容その他の市長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件をつけることができる。

(昭57条例28・一部改正)

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(5) 指定された場所以外の場所へ車馬等を乗り入れ、又はとめておくこと。

(6) 都市公園をその用途外に使用すること。

(平16条例29・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設内における損害の責任)

第7条の2 公園施設を使用する者が、当該公園施設内において、盗難にかかり、又は第三者による損害若しくは天災事変等による損害を受けたときは、市は、その賠償の責を負わない。

(平17条例10・追加)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に定める公園管理者以外の者が、公園施設を設け、又は管理しようとするときの許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

- オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事実施の方法
  - キ 工事着手及び完了の日時
  - ク 都市公園の復旧方法
  - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
- ア 管理の目的
  - イ 管理の期間
  - ウ 管理する公園施設
  - エ 管理の方法
  - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項
- 2 法第6条第2項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 占用の目的
  - (2) 占用の期間
  - (3) 占用の場所
  - (4) 工作物その他の物件又は施設の構造
  - (5) 占有物件の管理の方法
  - (6) 工事施設の方法
  - (7) 工事の着手及び完了の時期
  - (8) 都市公園の復旧方法
  - (9) その他市長の指示する事項
- (平16条例29・一部改正)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装
  - (2) 占有物件の構造を変えない修繕
  - (3) 占有物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
- (昭52条例24・追加)

(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(昭52条例24・全改)

(有料公園施設の使用の許可)

第10条 別表第1に掲げる有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(昭57条例28・全改)

(使用料)

第11条 法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項若しくは第10条第1項の許可を受けた者は、都市公園使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的として使用する場合における使用料の額は、同表に定める額の2倍に相当する額とする。

(昭57条例28・全改)

(公園施設の特例)

第11条の2 スポーツに係る公園施設及び尾張東部(瀬戸)地域文化広場に係る公園施設の管理については、この条例にかかわらず、別に定めるものとする。

(昭57条例28・全改)

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
(昭52条例24・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項  
(平16条例29・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
  - (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第12条の7において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報誌に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平16条例29・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平16条例29・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(平16条例29・追加)

第12条の6 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

- 2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(平16条例29・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の7 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平16条例29・追加)

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(昭52条例24・平16条例29・一部改正)

(使用料の納付)

第14条 使用料は、納付書により納付書に記載された期日までに納付しなければならない。ただし、有料公園施設の使用料は、使用の許可を受けた際納付するものとする。

(平17条例10・全改)

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上その他必要と認める理由がある場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

(昭52条例24・追加)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第17条 第4条から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(昭52条例24・平16条例29・一部改正)

(指定管理者)

第17条の2 市長は、都市公園の管理を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸市条例第16号)の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例10・全改)

(指定管理者が行う業務)

第17条の3 指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の維持管理に関する業務
- (2) 有料公園施設に係る使用の許可及び使用料の徴収に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し市長が必要と認める業務

(平17条例10・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(平12条例3・一部改正)

第20条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(平12条例3・一部改正)

第21条 法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、第19条から前条までの規定の適用については、市長とみなす。

(昭52条例24・追加、平12条例3・旧第22条繰上、平30条例25・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に設置されている公園施設等はこの条例によつて設置されたものとみなす。

附 則(昭和44年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月27日条例第21号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月30日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年9月30日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市都市公園条例第11条及び別表第2の規定は、この条例施行の日以後に都市公園の占用又は使用の許可を受けた者について適用し、同日前に都市公園の占用又は使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第11号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第7条まで及び第10条から第12条までの規定は、平成4年4月1日以後の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料について適用し、同日前の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第6条まで及び第10条から第13条までの規定は、平成9年4月1日以後の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料について適用し、同日前の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月31日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月28日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

附 則(平成24年12月26日条例第40号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第3条まで及び第7条から第17条までの規定は、この条例施行の日以後の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料について適用し、同日前の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料又は道路の占用の許可等を受けた者に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月18日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第10条、第12条、第13条及び第19条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に施設等の使用又は利用の許可を受けた者に係る使用料又は利用料について適用し、施行日前に施設等の使用又は利用の許可を受けた者に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

別表第1(第10条関係)

(昭45条例31・昭50条例21・一部改正、昭52条例24・旧別表第2繰上、昭57条例28・一部改正)

| 都市公園名 | 公園施設の名称 | 種類 |
|-------|---------|----|
| 陶祖公園  | 竹露庵     | 茶室 |

別表第2(第11条関係)

(昭57条例28・全改、平3条例25・平9条例5・平25条例21・令元条例3・一部改正)

| 区分                                                            | 金額<br>(円)                                  |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合             | 瀬戸市道路占用料条例(昭和48年瀬戸市条例第19号)第4条の規定の例により算定した額 |
| 法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて仮設工作物を設ける場合又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けて行為をする場合 | 8時30分から12時30分まで<br>550                     |
|                                                               | 12時30分から17時まで<br>550                       |
|                                                               | 17時から21時まで<br>550                          |
| 有料公園施設を使用する場合                                                 | 9時から12時まで<br>440                           |
|                                                               | 13時から16時30分まで<br>440                       |
|                                                               | 17時30分から21時まで<br>440                       |